

水田農業確立対策・米需給均衡化緊急対策

農政課長にインタビュー

今、農家の最大の関心事は、水田農業確立対策と米需給均衡化緊急対策がどうなるのかということだと思えます。そこで、吉田農政課長にいろいろな問題点をインタビューしました。

63年度転作は

100・5%の達成率

広報 昭和六十三年の水田農業確立対策（以下確立対策）と米需給均衡化緊急対策（以下緊急対策）の実施状況はどうでしたか。

課長 確立対策が六十二年度と同じ内容で継続し、六十三年十月末現在で六十万トンの需給ギャップが見込まれ、三十万トンの二年で解消するという、緊急対策が新たに加わり、六十二年度転作が実施されました。この緊急対策は、六十二年末にようやく市町村に通知されるなど、遅い取り組みとなり、農家や農協の皆さんにたいへん苦勞をかけた。農家や農協では、緊急対策を米消費拡大で対応することが困難と判断し、転作と他用途利用米

で対応したわけです。

このように、六十三年度転作は、緊急で困難な取り組みでしたが、両対策を併せ、一〇〇・五%の達成率を確保できました。農家の皆さんをはじめ、農家組合の役員の方、農協などの関係機関団体のご協力に感謝します。

緊急対策は転作と

他用途利用米で対応

広報 緊急対策でクローズアップされた米消費拡大運動の成果はどうでしたか。また、来年度の取り組みをお聞かせください。

課長 緊急対策での米消費拡大運動の成果は、率直に言って、数字で示すような成果は上がりませんでした。農協を中心に米菓の購入など全体的な運動が見られ、本市では

水田農業確立対策

米の需給バランスを保つために行われている減産対策（生産調整）で、他作物への転換という形をとる。生産調整は、食糧管理制度を維持し、しかも日本農業の経営の合理化を図ろうとするもので、対策の名称を変えながら昭和四十五年から開始された。現在実施されている水田農業確立対策は昭和六十二年から実施され対策期間は六年間となっている。

米需給均衡化緊急対策

昭和六十三年十月末現在の政府米持ち越し在庫数量が、適正在庫数量を六十万トンの上回ると予想されたため、緊急的に六十三年、平成元年の二か年で三十万トンの需給ギャップを縮小しようとするもの。需給ギャップ縮小の方法としては、学校給食への供給、米菓や純米酒の製造買い取りなどの米の消費純増策や転作などとなっている。

減反政策を活用して、

複合部門を強化する

農業経営の改善が重要です。

平成元年度 水田農業確立対策 米需給均衡化緊急対策

転作配分率は23.3%

平成元年度の両対策の本市への配分面積は、63年度と比較して0.4%の減の966.1%で、うち他用途利用米が7.8%増の98.4%となっています。制度上の大きな変更はなく、転作配分率は23.3%となっています。

区分	平成元年度			昭和63年度			増減 元-63
	水田 確立	農家 対策	米需給均 衡化緊急 対策	水田 確立	農家 対策	米需給均 衡化緊急 対策	
全 国	770,000	52,000	822,000	770,000	52,000	822,000	0
他用途利用米	72,000	30,000	102,000	72,000	24,000	96,000	6,000
新 潟 県	29,990	3,128	33,118	29,990	3,160	33,150	△ 32
他用途利用米	5,110.3	1,945.7	7,056	5,158	1,560	6,718	338
白 根 市	875.3	90.8	966.1	875.2	91.3	966.5	△ 0.4
他用途利用米	43.7	54.7	98.4	45.5	45.1	90.6	7.8

米需給均衡化緊急対策は数量で配分されているため、市独自推計で面積に換算

一、五五四ヘクタール（面積換算〇・二%）の米の消費がカウントされています。米消費の純増策はいろいろなタイプが検討されているようですが、米の消費減退傾向が依然として続く中で、明確な実行策が取れませんが、農協と話し合った結果、来年度も主として転作と他用途利用米で対応せざるを得ないと考えています。

転作未達成農家解消に

粘り強く努力

広報 転作未達成農家の解消策をお聞かせください。
課長 こうすれば必ず解消するという策があれば、もうやっています。

不正規米の防止は

農家の自覚の問題

とにか、転作未達成農家の皆さんから「米消費の減少のため、政府が減反政策を進めているのであり、食糧管理の必要上行っているのだ」ということをご理解いただくと、市、農協、農家組合が一体となって協力要請を続けていきたいと思います。

広報

昨年、米集荷は、限度数量を大幅に下まわり、不正規流通米（以下不正規米）が横行したといわれます。こういったことが日常茶飯事に行われれば、転作に協力していた人が不利益となり、食糧管理制度（以下食糧管理）が崩壊してしまふおそれがあると思えます。これらの対策は何かお考えですか。

課長

不正規米が増加した背景は、①生産者米価と消費者米価の売買価格差に順ザヤが生じたこと ②東北の早場米地帯が凶作となったため、軟質米の品不足感が作用し、

（次ページへつづく）

食糧管理制度

食糧管理法（昭和十七年制定）に基づく主要食糧の管理制度。食糧の確保と国民経済の安定を図るため、主要食糧を管理し、その需要と価格の調整、流通の規制を定めている。現在対象となっている食糧は米と麦だけである。

限度数量

米の予約限度制度。政府が生産調整を実施するにあたり、それまで無制限に買入れしていたが、生産調整の実行を確保するため、買入れ制限を設けた。昭和四十六年から実施。

他用途利用米

米飯以外の加工用の米。みそ、しょうゆ、せんべいなどの原材料として使用される。昭和五十九年から制度化され、出荷数量は面積換算され、転作として取り扱われる。



吉田農政課長